

井原市パブリック・コメント手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画を促進し、もって市民との協働による市政の推進に資することを目的とする。

(パブリック・コメント手続)

第2条 市の基本的な施策等の策定にあたり、当該策定しようとする施策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、市民等から提出された意見等の概要及び市民等から提出された意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をパブリック・コメント手続という。

(定義)

第3条 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。

2 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第4条 実施機関は、次の各号に掲げる市の基本的な施策等（以下「施策等」という。）を策定する場合に、パブリック・コメント手続を実施するものとする。

- (1) 次に掲げる条例の制定又は廃止
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）
- (2) 前号に掲げる条例の改正であって、市の基本的な制度の改正又は市民等に義務を課し、又は権利を制限する部分の改正
- (3) 市の基本的な方針、計画の策定又は改定
- (4) 市の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の制定又は改廃
- (5) その他制定又は改廃しようとする制度等の趣旨、市民生活への影響等を勘案して、パブリック・コメント手続を実施することが適当であると市長が認めたもの

(適用除外等)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、この要綱の規

定を適用しない。

- (1) 迅速な処理又は緊急を要するもの
- (2) 法令等の改正に伴い連動して改正される事項及び軽微な変更
- (3) 法令等の規定により、縦覧及び意見書の提出その他パブリック・コメント手続に準じる手続を行うもの
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの
- (5) 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準じる機関が、この要綱に定める手続に準じた手続を経て報告、答申等を行ったもの
（施策等の案の公表等）

第6条 実施機関は、施策等を策定しようとするときは、その意思決定を行う前に相当の期間を設けて、施策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 施策等の趣旨及び目的並びに施策等の案を作成した経緯
- (2) 施策等の案を作成する際に整理した実施機関の考え方
- (3) 市民等が施策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、インターネットを利用した閲覧等の方法により行うものとする。

4 実施機関は、第1項の規定による公表を行うときまでに、市のホームページ又は市広報への掲載、報道機関への情報提供等の方法により、パブリック・コメント手続の実施について市民等に周知するよう努める。

（意見等の提出）

第7条 実施機関は、施策等の案及び前条第2項各号に掲げる資料（以下「施策等の案等」という。）の公表の日から1か月程度の期間を設けて、施策等の案等についての意見等の提出を受けなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があると認めるときは、当該期間を短縮することができる。

2 前項に規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）及び連絡先その他市民等であることを示す事項を明らかにしなければならない。

（意思決定に当たっての意見等の考慮）

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、施策等の策定の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、施策等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、井原市情報公開条例（平成12年井原市条例第4号）第7条に規定する公開しないことができる情報に該当するものは除く。
 - (1) 提出された意見等の概要
 - (2) 提出された意見に対する実施機関の考え方
 - (3) 施策等の案を修正した場合における当該修正内容
 - 3 前項の公表において、施策等の策定に対する意見等に関わりのないもの及び賛否の結論のみを示したものについては、その事項を省略することができる。
 - 4 第1項の施策等の策定の意思決定を行う場合、条文整理等の軽微なものに限り、公表を要しないで施策等の案を修正することができる。
 - 5 第6条第3項の規定は、第2項の規定による公表の方法について準用する。
（一覧表の公表）
- 第9条 市長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧の方法等により公表するものとする。
- 2 前項の一覧表には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 施策等の案の名称
 - (2) 意見等の提出期間
 - (3) 施策等の案等の入手方法及び問い合わせ先
（運用状況の公表）
- 第10条 市長は、毎年1回パブリック・コメント手続の運用状況（第5条の規定に基づき、パブリック・コメント手続を実施せずに行った施策等の策定若しくは改定又は条例の制定若しくは改廃を含む。）を取りまとめ、これを公表するものとする。
（運用委員会）
- 第11条 パブリック・コメント手続の適正な運用を図るため、井原市パブリック・コメント手続運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。
- 2 運用委員会は、パブリック・コメント手続を管理するとともに、実施に関して必要な助言及び指導を行う。
 - 3 運用委員会は、常任委員及び臨時委員をもって構成する。
 - 4 運用委員会の常任委員は、市長部局の各部長、教育次長及び総務課長をもって充てる。
 - 5 運用委員会の臨時委員は、パブリック・コメント手続を実施している案件を所管する部局の部次長及び課長をもって充て、当該所管案件を所掌する。
 - 6 運用委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総合政策部長を、副委員長は総務部長をもって充てる。
 - 7 実施機関は、第6条第1項の規定により案を公表し、第7条第1項の規定により意見等の提出を受け、及び第8条第2項の規定により提出された意見等を公表しようとするときは、運用委員会の意見を聴くものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に意思決定過程にある施策案で、市民等の意見を聴取する手続を経ているものについては、この要綱の規定は適用しない。

附 則 (令和3年3月30日告示第39号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。